

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (企画県民部、産業労働部関係)

1 企画県民部関係

- (1) 県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」(臨時的に5カ所開設)の開設
期限を令和3年3月19日から令和3年4月21日に延長

【開設場所】

本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎

- (2) 税制上の特例措置等

住宅ローン控除(住民税)の特例の拡充(面積要件の緩和、適用期限の1年延長)
自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和3年末まで)

- (3) 予算の早期実施

国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和3年度当初予算の速やかな
実施を図る。

2 産業労働部関係

- (1) 制度融資

新型コロナウイルス対策6資金のうち、経営活性化資金及び借換等貸付について、
セーフティネット保証4号の指定期間延長に伴い、令和3年5月31日までの融資
実行期限を6月30日まで1ヶ月延長

- (2) がんばるお店・お宿応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店等による店内の感染防止
対策やテイクアウト・デリバリー等の取組を支援する事業の第2弾を実施

- ・ 4/1～受付開始
- ・ 補助額：5～10万円/1店舗(定額)